

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 市役所防災センター棟避難所①

3 出席委員 (11人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
委 員	1 番	平 山	和 敬
”	2 番	清 原	啓 喜
”	4 番	平 野	昭 代
”	5 番	高 島	一 久
”	6 番	村 上	幸 記
”	7 番	長 野	昌 治
”	8 番	齋 藤	典 夫
”	11 番	青 木	恵 夫
”	12 番	岡 田	政 広
”	13 番	坂 口	正 子

4 欠席委員 (2人)

3 番 上野委員、10 番 城委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年10月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福島会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆様こんにちは。お天気が良くて稲刈りでお忙しくなるところですが、今日は総会出席ありがとうございます。1ヶ月の間にいろいろなことがありましたけれども、特に皆さんにご報告しておきたいことがありまして、9月27日付けで全国農業新聞の熊本県版のところに合志市のタブレットの研修風景が載っておりますので、まだお読みでない方はぜひ読んでいただきたいと思います。また、9月11日までに利用状況調査を行っていただきまして、4地区がタブレットを使用していただきましてありがとうございました。9月12日に、年金加入者の特別研修会がありまして、合志市からも出席させていただきました。その中で、合志市の年金加入者の推進で表彰をいただいております、表彰に一番貢献いただいたのが、村上委員になります。とても合志市としてとても誇らしく思いました。今後も推進月間にもなってきますので、皆さんには頑張ってくださいと思います。以外に自分のお近くの方が入っておられないということもあるかと思いますが、一番お話ししやすい方から一声かけていただければと思います。それでは総会ですので、色々な議案があるかと思うので、しっかりと審議をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は3番、上野委員、10番、城委員から欠席の連絡があつておりまして、委員13名中11名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（１） 議事録署名者

○議長（福島求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、1番平山委員、13番 坂口委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

—————○—————

（２） 農家調査及び現地調査員

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員1番 平山委員、2番 清原委員、6番 村上委員、13番 坂口委員、推進委員11番 酒井委員、13番 安武委員、20番 清原委員以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願い

いたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。
所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は土地収用に伴う代替地取得のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、合志市総合運動公園の北側に位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件は、

申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員2番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。9月30日の午前11時00分頃、私と清原推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は事務局からの説明のとおり、代替地取得のための売買です。

申請地はこれまで、畑として利用しており、許可後も同様に畑として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が番号1の申請地で、菊池恵楓園及びはあもにい保育園の南東側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。左上の写真は農地内にある畜舎と堆肥舎です。農地の一部を畜舎と堆肥舎を建設する目的により平成15年6月25日付けで5条転用許可を受けておられます。今回は農地全体を特定建築条件付売買予定地とするため、新たな転用許可が必要となっております。

9ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地17区画を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員11番 酒井委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（酒井研一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月30日の午前、私と上野委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東側及び西側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸資材置場及び貸重機置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面中央太枠斜線部分が所有権移転番号2の申請地で、九州沖縄農業研究センターの西側、県道熊本菊鹿線の西に位置する農地です。

13ページが申請地の現況です。

14ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、コンクリート製品等の資材やダンプなどの重機を置くための資材置場及び重機置場を整備し、申請者個人が代表を務める土木工事業を営む法人に無償で貸し出す計画です。現在、法人が使用してい

る資材置場が須屋に 2 ヶ所あるとのことですが、まだ不足しているため今回の場所を選定されています。

15 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 16 ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね 500m 以内に公益的施設であるあいおい保育園及びこのみ坂保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第 3 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました但特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和 6 年 9 月 30 日の午前、私と坂口委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、隣地境界より引いて資材置場を造成するとのこと。今後土砂が流出するようであればコンクリートブロックを設置するなど対応していくとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号 3 につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用で、親族間の売買による所有権移転です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の赤枠点線部分が先ほどの第1号議案の申請地で、そこに隣接する太枠斜線部分が番号3の申請地となります。合志総合運動公園の北側にあり、国道387号線の西に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。

19ページが配置図です。申請者は個人で、中九州横断道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要が生じたため、当該申請地を売買により従姉妹から譲り受け、農家住宅を建設する計画です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、申請地は令和6年9月17日付けで農振農用地区域以外となり、現在は次の21ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側と西側は農地に接しておりますが、申請者本人の農地になる予定です。周囲には縁石を設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、

承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面下側の太枠斜線部分が番号4の申請地で、ファミリーマート合志黒石原店の南、黒石原コミュニティセンターの南西に位置する農地です。次の23ページが申請地の現況です。

24ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画です。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は約8aの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員11番 酒井委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（酒井研一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月30日の午前、私と上野委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は太陽光発電設備への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面左上の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、赤点線部分を含め太陽光発電設備の事業用地です。JA 菊池西合志中央支所の北西側、上生川の西に位置する農地です。

28ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地には、既に太陽光発電設備が設置されております。申請者からは始末書が提出されておまして、それによりますと、2020年3月より申請者の亡くなられた配偶者が今回の申請者と契約されています。農地と山林の境界が曖昧なまま、太陽光発電設備を施工されており、今回違反転用していたことに気づき是正する運びになったとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されており、現状のままで追認もやむを得ないと考えております。

29ページが配置図です。申請者は不動産業や太陽光発電に関わる事業等を営む法人で、当該申請地を借受け、太陽光パネル163枚を設置、発電出力は44kwの太陽光発電設備を整備する計画です。

30ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「隣接土地と一体的に利用しており、1種農地の割合が1／3以下であること」に該当する

ため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました但し問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 村上委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（村上幸記君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年9月30日の午前、私と安武推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部は農地に接しておりますが、既に太陽光発電設備が設置済みであり、現在、周囲の営農に支障はなく、対策も取られておりますので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さんから何かご意見、質疑はございませんか？

○8番（齋藤典夫君） すでに太陽光発電設備の増設ということですが、太陽光の事業者が事前に該当地がどういう状態なのか、あと、境界がどうなっているのか、建築基準上どうなのかをお尋ねします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局から説明をお願いします。

○事務局 事業者の承認認定通知と九電との契約通知は提出していただいております、事業をするうえで特段問題はないということを確認しております。申請者がなぜ現地の畑の部分作った経緯はわからないとのことで、山林と思い設置していたということです。

○13番（坂口正子君） この場所は以前は竹山でした。竹山をいつの間にか造成されていまして、竹山と畑がわからずに造成されたのではないかと思います。

○事務局長 経緯については、担当が説明しましたとおりですが、齋藤委員からのもう一つの質問で、建築基準法の話がありましたが、一般的に太陽光発電については建築物に当たらないので、その手続きは不要になります。大規模な太陽光発電で設備などで建屋を建てる場合は、建築確認申請が必要であったかと思います。今回については、建屋は建てないので必要はないということです。

○議長（福嶋求仁子君） はい、齋藤委員。

○8番（齋藤典夫君） 手続きの際に、図面などが必要ではなかったのかという単純な疑問に思った次第です。

○事務局 山林も農地も所有者が同じで、地権者としてはまさかここが農地だとは思っていなかったということで、今回どういう経緯で今回の申請になったかは不明ですが、今回是正されるということです。

○議長（福嶋求仁子君） その他、ご質問はございませんでしょうか。それではご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります8番 齋藤委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書4ページをお開きください。

第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の10月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の6ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に7ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は35,912㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は3件です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明い

たします。

番号 1、使用貸借権、大豆・たばこ・飼料作物	10 年	0 円 (6 筆)
番号 2、使用貸借権、飼料作物	10 年	0 円 (8 筆)
番号 3、賃借権、水稻	5 年	米 60 k g

次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

次の 9 ページをご覧ください。所有権移転です。

1 件あります。

以上第 3 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 2 件 7,192 m²でございます。

内契約予定件数が 1 件 4,723 m²でございます。

内契約無しが 1 件 2,469 m²でございます。

こちらの農地は今回あっせん申出が申請された農地になります。

これで第 3 号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第 3 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 4 号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書 10 ページをお開きください。

賃借権希望が 1 件あっております。賃借権希望番号 1 のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

番号 1 の申請地の場所ですが、11 ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、合志市役所及びヴィーブルの東に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、これまで賃借権設定をしていた耕作者が作れなくなったことにより新たな耕作者を探してほしいとのことで地権者があっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります青木恵夫委員、渡邊建一推進委員をお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご質問・意見等無いようですので採決を行います。

第４号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第４号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

４ 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和６年１０月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後２時２５分